

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱

(目的)

第1条

この要綱は、川口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が一定の要件を満たした川口市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を、修繕工事対応指定給水装置工事事業者（以下「修繕対応事業者」という。）として登録し、水道利用者への紹介等に活用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(修繕対応事業者の責務)

第2条

修繕対応事業者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 修繕対応事業者は、水道利用者より給水装置の漏水等の修繕工事（以下「修繕工事」という。）依頼があった場合は、その水道利用者へ修繕工事の内容ごとの標準的な価格例を明示しなければならない。
- (2) 修繕対応事業者は、水道利用者より修繕工事依頼があった場合は、その水道利用者へ次の事項に関して十分な説明を行わなければならない。
 - ア　掘削調査等が必要な場合の費用
 - イ　修繕工事の施工方法、使用材料又は施工時間について
 - ウ　見積書の内容説明
- (3) 修繕対応事業者は、修繕工事を行った水道利用者より苦情があった場合は、必ず迅速に対応しなければならない。

(登録事業)

第3条

管理者は、審査により登録を決定した指定工事事業者を修繕対応事業者として登録する。

- 2 管理者は、登録した修繕対応事業者を川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録リスト（以下「登録リスト」という。）に記載し、一般の閲覧に供するとともに、上下水道局ホームページ等に掲載し、周知を図るものとする。
- 3 管理者は、水道利用者より修繕工事に関する問い合わせがあったときは、登録リストに記載した修繕対応事業者を紹介する。

(登録の申込み)

第4条

修繕対応事業者の登録を受けようとする指定工事事業者は、川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の研修等に係る事務取扱要綱第9による研修会修了証の写し、又は公益社団法人日本水道協会埼玉県支部指定給水装置工事事業者研修会受講証明書の写しを添付して、管理者に応募しなければならない。

- 2 管理者は、修繕対応事業者に対して、登録内容の再確認が必要な場合は、再度申請書の提出を求めることができる。

(登録の要件)

第5条

修繕対応事業者の登録要件は、次の各号に適合しているものとする。

- (1) 水道利用者からの修繕工事依頼に対して、応募の内容のとおり、迅速丁寧にかつ誠実に修繕工事への対応が能够すること。
- (2) 受付、修繕工事及び苦情相談に対応できる業務時間並びに休業日が明確に示せること。
- (3) 前号の業務時間以外の緊急連絡先が明確に示せること。
- (4) 管理者に対して、水道利用者との修繕工事契約の内容を確実かつ誠実に履行す

ることを誓約できること。

- (5) 申請書を提出する日より過去3年以内に、特定商取引に関する法律等による行政指導等の行政処分を受けていないこと。
- (6) 川口市上下水道局指定給水装置工事事業者であること。
- (7) 川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「指定工事事業者規程」という。）第7条の規定による取消し日から2年を経過していること。又は第8条の規定による指定の効力が停止中でないこと。
- (8) 川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱による報告を受けてから2年以上経過していること。
- (9) 申請書を提出する日より過去3年以内に、川口市上下水道局指定給水装置事業者の研修等に係る事務取扱要綱第9による研修を修了していること。（又は申請書を提出する日より過去3年以内に公益社団法人日本水道協会埼玉県支部主催による指定給水装置工事事業者研修会受講証明書の発行を受けていること。）

（登録の審査、通知等）

第6条

管理者は、指定工事事業者から申請書が提出されたときは、第5条の登録要件を審査し、必要であれば指定工事事業者から事情を聴取する。

- 2 登録日は、登録が決定した日の属する月の翌月の最初の営業日とする。
- 3 登録を完了したときは、川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録通知書（様式第2号。以下「登録通知書」という。）を交付する。
- 4 指定工事事業者は、登録通知書の記載事項に変更があったとき又は汚損し、若しくは紛失したときは、修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録通知書再交付申込書（様式第3号）を管理者に提出することによって、再交付を受けることができる。

（登録事項の変更、辞退）

第7条

修繕対応事業者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、事実の発生した日より

30日以内に、川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録内容変更届出書（様式第4号）を管理者に提出する。ただし、登記簿謄本記載事項の変更については、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規定第6条による届出をもってこれに代える。

- 2 修繕対応事業者は、登録を辞退するときは、川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録辞退届出書（様式第5号）を提出し、登録通知書を管理者へ返納する。
- 3 管理者は、前2項の届出を受理した場合は、速やかに、登録リスト、上下水道局ホームページ等関係する内容を更新する。

（登録の抹消）

第8条

管理者は、第2条に反した行為等により修繕対応事業者としてふさわしくない事実が判明した場合、又は、修繕対応事業者が第5条の要件を満たさなくなった場合は、当該修繕対応事業者を登録リストから抹消することができる。

- 2 管理者は、前項の登録を抹消した場合は、川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録抹消通知書（様式第6号）を交付し、速やかに、登録リスト、上下水道局ホームページ等関係する内容を更新する。

（再登録）

第9条

前条に掲げる登録の抹消後6か月が経過し、抹消の理由に係る事実が解消されたことが確認された場合は、再度登録の申込みをすることができる。

- 2 再登録については、新規の申込と同様の扱いとする。

（修繕工事の範囲）

第10条

対象とする修繕工事の範囲は、宅地内水道メーターボックスより下流側における

工事とする。

(修繕工事の費用)

第11条

修繕工事に必要となる費用は、修繕工事を依頼した水道利用者と修繕対応事業者との間で決定する。

(修繕工事の施行)

第12条

修繕対応事業者は、修繕工事の施行にあたり、水道法、川口市水道事業給水条例、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程等関連法例等を遵守し、適正に施工しなければならない。

(報告書の提出)

第13条

修繕対応事業者は、管理者からの指示により修繕工事に関する報告を求められた場合は、指定された期日までに報告しなければならない。

(その他)

第14条

この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(実施期日)

第15条

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱に基づき、既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用できる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録申請書

(あて先)

川口市上下水道事業管理者

(届出者)

事業者名

所在地

代表者名

連絡先

指定番号 第 号

修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録を受けたいので、川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録を申請する内容

「川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録票」のとおり

様式第1号（第4条関係）

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録票

受付No.

ホ ム ペ ー ジ 等 掲 載 事 項	指定番号	第	号	電話番号		
	名 称					
	所在 地					
	業務時間	受 付	～	休 業 日	定 休 日	
		修 繕	～		夏季休暇	
		苦 情	～		年末年始	
	修 繕	体 制	班 名	緊急連絡先		
車両数		台	特記事項			
責任者						

誓 約 書

川口市上下水道事業管理者 殿

川口市において修繕工事を施行するにあたっては、「川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱」の各規定を遵守するとともに、水道利用者との修繕工事契約の内容を確実かつ誠実に履行することを誓約します。

年 月 日

事業者名

代表者名

(上下水道局記入欄)

受付	研修会	処分	登録可否	その他	登録月
	受講	有	可		年
	未受講	無	否		月

様式第2号（第6条関係）

指定番号 第 号

川口市上下水道局

修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録通知書

事業者の住所

氏名又は名称

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

上記の者を川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者として登録したので通知します。

年 月 日

川口市上下水道事業管理者

様式第3号（第6条関係）

修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録通知書再交付申込書

川口市上下水道事業管理者 殿

年 月 日

申込者 氏名又は名称

住所又は所在地

代表者 氏名

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱第6条第4項の規定に基づき、再交付を申し込みます。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
再交付理由	<ul style="list-style-type: none">1 氏名又は名称の変更2 代表者氏名の変更3 汚損4 紛失

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録内容変更届出書

(あて先)

川口市上下水道事業管理者

(届出者)

事業者名

所在地

代表者名

連絡先

指定番号 第 号

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱第7条第1項の規定により登録内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更する内容	変更前	変更後	変更年月日

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録辞退届出書

(あて先)

川口市上下水道事業管理者

(届出者)

事業者名

所在地

代表者名

連絡先

指定番号 第 号

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱第7条第2項の規定により登録を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

辞退する理由	
辞退日	年 月 日

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録抹消通知書

事業者名

所在 地

代表者名

指定番号 第 号

川口市上下水道事業管理者

川口市上下水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱第8条の規定により登録を抹消したので通知します。

抹消する理由	
抹 消 日	